

東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン 改正箇所

第2章 総則

(2) 対象児童

<改正前>

①市内に在住する小学校1年生から3年生、および特別支援学校小学部・特別支援学級の1年生から4年生。

↓

<改正後>

①市内に在住する小学校1年生から**6**年生、および特別支援学校小学部・特別支援学級の1年生から**6**年生。

第2章 総則

(3) 規模

<改正前>

②今後、児童クラブを新設する場合、児童受け入れ規模は40人程度までとすることが望ましい。なお、定員を超える申し込みがあった場合、児童の安全が確保でき、指導員による指導に支障がないと判断できれば、弾力的に受け入れができるものとする。

↓

<改正後>

②今後、児童クラブを新設する場合、児童受け入れ規模は**1つの支援単位ごとにおおむね40人以下とする**。なお、定員を超える申し込みがあった場合、児童の安全が確保でき、指導員による指導に支障がないと判断できれば、弾力的に受け入れができるものとする。

第4章 指導員に関すること

(4) 指導員の資格

<改正前>

専任指導員は下記のいずれかに該当するものとする。

①保育士の資格を有する者

②幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、特別支援学校教諭免許を有する者

↓

<改正後>

専任指導員は下記のいずれかに該当するものとする。

①**保育士の資格を有する者**

②**社会福祉士の資格を有する者**

③**学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの**

④**学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者**

⑤**学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者**

⑥**学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者**

- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨高等学校卒業者等であり、かつ二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(7) 職員体制と配置

<改正前>

- ①指導員の配置は、1施設において児童40人以下については3人以上、41人以上については15人ごとに1人増員していくこと。
- ②指導員のうち専任指導員は、児童40人以下の施設に対し常勤換算（※）2人を配置することとし、児童41人以上の施設に対しては2人以上を配置することとする。ただし、第1・第2を持つ9つの児童クラブのうち、回田児童クラブを除く8つの児童クラブは、第1・第2が隣接・近接するので一体と考えて常勤換算をする。

↓

<改正後>

- ①指導員の配置は、1施設において児童おおむね40人以下を1つの支援単位として、支援単位ごとに3人以上を配置する。
- ②指導員のうち専任指導員は、児童おおむね40人以下の支援単位に対し常勤換算（※）2人を配置することとし、児童41人以上の支援単位に対しては2人以上を配置することとする。ただし、第1・第2を持つ9つの児童クラブのうち、回田児童クラブを除く8つの児童クラブは、第1・第2が隣接・近接するので一体と考えて常勤換算をする。

<附則を追加>

附則

平成27年4月1日から施行する。